## 輸入加糖調製品の売渡等申込者 各位

独立行政法人農畜産業振興機構 特産調整部輸入調整第二課長

令和7年4~6月の輸入申告に係る機構への売買申込みについて

平素は、当機構の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。 さて、標記の売買申込みに係る取扱いは、以下のとおりとなりますので、ご承知お きください。

- 1. 4月以降の輸入申告に係る機構への売買申込みについて
  - ・法令により、4~6月期は、新たな加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間となります。
  - ・4~6月の輸入申告分に係る申込入力は、3月28日から行うことができますが、 承諾書の発行は4月以降となります。
  - ・3月28~31日の申込入力については、①3月中の輸入申告分と、②4月以降の輸入申告分で平均輸入価格が異なることから、輸入申告日を必ずご確認ください。(3月29~30日は行政機関の休日のため、3月中の輸入申告分の承諾書は発行できません。)
  - ・なお、システムメンテナンス等のため、下記の時間帯で売買用 Web サイトがご利用できません。

3/29(土) 9:00 ~ 15:00(予定)

- ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。
- ・3月中に輸入申告を行う予定で承諾を受けたものが、何らかの理由により、4月 以降の輸入申告となった場合、税関において無効と判断され、輸入許可がされ ないこととなります。輸入申告日が4月になることが判明した場合は、速やかに 機構担当へ連絡してください。
- 2. 関税の暫定税率について

・機構売買対象ラインのうち5ライン(1806. 10-110、1806. 20-121、1901. 90-219、2106. 10-219、2106. 90-284)について、関税定率法等の一部を改正する法律案が施行された場合、令和7年度(4月1日~3月31日)に適用される暫定税率(関税)が引き下げとなり、機構に納付する調整金は前年度より増額となります。なお、現行の負担水準(関税と調整金を合わせた額)については変更ありません。

## 【参考】調整金の負担割合(税率相当:従価税換算)

( HSコード: 令和6年度 → 令和7年度)

 $1806. \ 10-110 : 9.4\% \rightarrow 10.8\%$   $1806. \ 20-121 : 7.1\% \rightarrow 8.1\%$   $1901. \ 90-219 : 7.5\% \rightarrow 8.6\%$   $2106. \ 10-219 : 13.3\% \rightarrow 15.2\%$   $2106. \ 90-284 : 7.5\% \rightarrow 8.6\%$ 

## (問い合わせ先)

独立行政法人農畜産業振興機構

特產調整部輸入調整第二課

TEL: 03-3583-8775 FAX: 03-3583-8762

メールアドレス : alic-chosei01@alic.go.jp